

令和3年度後見人の報酬の在り方に関するヒアリング（結果概要）

最高裁判所事務総局家庭局

令和3年度後見人の報酬の在り方に関するヒアリング

- 1 日 時 令和3年6月7日（月）午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 開催方法 ウェブ会議により実施
- 3 出席者 別紙1のとおり
- 4 ヒアリング結果の要旨 別紙2のとおり

**後見人の報酬の在り方に関するヒアリング
出席者一覧**

《ヒアリング団体》（ご発表順）

一般社団法人	全国手をつなぐ育成会連合会	会長	久保厚子
同		常任理事	又村あおい
公益社団法人	認知症の人と家族の会	副代表理事	花俣ふみ代
同		理事	神原千代子
一般社団法人	日本メンタルヘルスピアサポート	専門員研修機構 理事	櫻田なつみ
一般社団法人	日本発達障害ネットワーク（JDDnet）		新保文彦
公益社団法人	全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）	事務局長	小幡恭弘

《専門職団体》

公益社団法人	日本社会福祉士会	理事	星野美子
同	権利擁護センターぱあとなあ運営協議会	委員	内山恵子
日本司法書士会連合会		副会長	森中勇雄
同		理事	大野知行
公益社団法人	成年後見センター・リーガルサポート	副理事長	川口純一
同		専務理事	西川浩之
日本弁護士連合会	高齢者・障害者権利支援センター	センター長	青木佳史
同		事務局長	八杖友一

《関係省庁》

法務省	民事局	参事官	国分貴之
	民事局民事第一課	補佐官	西田淳二
厚生労働省	社会・援護局	地域福祉課成年後見制度利用促進室	室長補佐 渡邊英介
			室長補佐 上辻暁久
	老健局	認知症施策・地域介護推進課	課長補佐 小藪卓
	社会・援護局	障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室	室長補佐 高橋邦彦
			虐待防止対策専門官 松崎貴之

<ヒアリング結果の要旨>

ヒアリングの趣旨

裁判所では、成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、後見人等の報酬の在り方について、財産管理のみならず、身上保護や意思決定支援の側面についても適切に評価した上で、後見人が行った事務の内容や負担に応じて報酬を算定するという基本的な方向に沿ってその検討を進めてきた。

検討を進めるにあたっては、そのプロセスの透明性を確保するとともに、より多角的な検討を行うため、利用者団体に対し、令和元年7月に1回目のヒアリングを実施したところであり、その結果を踏まえて、全国の家裁判所で更に議論を重ねてきた。今般、報酬算定に関する基本的な考え方がおおむねまとまってきたことから、その基本的な考え方について、改めて利用者団体（ヒアリング団体）からヒアリングを実施することとした。

第1 基本的な理念について

- 家庭局より、後見人による財産管理や身上保護について、本人の意思の尊重、意思決定支援の側面も含め、後見人が行った事務の内容や負担の程度等を考慮して、各事案における適正妥当な報酬額を算定するという考え方について説明したところ、ヒアリング団体側及び専門職団体側のいずれにおいても、このような方向性自体については異論はなかった。
- 管理財産額の多寡に応じて責任やリスクも変動することから、取引社会の慣行に照らして流動資産額も報酬算定にあたって考慮すべきではないかとの意見については、ヒアリング団体側から、以下のような意見があった。
 - ・ 専門職後見人に対しては、相応の適切な報酬が付与される必要があり、発揮される専門性を適切に反映した金額であるべきことは、十分理解できる。一方、利用者として、持続的に支払可能かという観点からは、現在の案の水準も含め、極めて厳しい。後見制度は長期間生活の基盤として継続する制度であるところ、介護サービスや障害者福祉サービスの自己負担額と対比してみても、負担は相当に重く、現行の水準も制度利用の障壁となっている面がある。
 - ・ 現在の案の水準が、専門職後見人について在るべき報酬水準に至っていないとすれば、一定水準以上の管理財産があり、相応の負担能力がある利用者には相応の報酬額の負担を求める考え方も無理のないことと理解できなくはないし、専門職団体が指摘する管理財産額に応じた報酬額の増減という考え方も、それが社会通念上相当なのであれば、これを受け入れざるを得ない。一方で、利用者がその報酬額の負

担に耐えられるかは別問題である。そして利用者が支払可能な水準は、資産額ではなく月々の収入に依拠することになるので、長期的な制度利用を前提とした負担能力を踏まえて、（利用者に負担させる）報酬額に関する議論をすべきである。

- ・ 報酬の負担については、報酬費用助成の充実が必要であり、介護保険制度や医療保険制度のような利用者の負担割合についての議論が必要であり、新しい報酬のしくみを実施する前提ではないか。

第2 報酬算定に対する予測可能性について

- ヒアリング団体側からは、報酬について分かりやすく標準的な目安を示してもらいたい、報酬の見通しを示されないと安心して制度が利用できないという意見が示された。また、ヒアリングで示された標準的な事案における報酬算定のイメージ案について、報酬算定の考え方が分かりやすく整理されているとしつつも、上記の考え方がどの程度各家裁で汎用性を持つのか不安である、今回は示されていない事務の報酬額が予測できず、幅広い事務に応じた目安が示されると利用の選択肢の幅も広がるなどの意見もあった。

第3 標準的な事案における基本的事務に係る報酬額と加算・減算のイメージについて

- 標準的な事案における財産管理事務と身上保護事務に係る報酬算定のイメージについて、ヒアリング団体側の多くの団体からは特段の意見は示されなかったが、後見制度は一度利用し始めると途中で離脱できないので、一般の生活者の感覚としては高いと感じる、そのような報酬額に長期間にわたって耐えられるか分からないままに制度利用の決断をすることは難しいとの意見もあった。また、一部の団体からは、意思決定支援（意思尊重）を含めた手厚い身上保護を期待するには上記のイメージは十分な内容ではなく、むしろ日常的な収支管理や費用の支払、福祉サービスの申請・変更等をいずれも身上保護の基本的事務として位置づけ、意思決定支援を含めて報酬額を一定程度増額するのが実態に即している（意思決定支援を特出しして費用算定することについては明確に反対である。）、他方、財産管理事務は標準的な事案における報酬算定のイメージとして示されている水準をむしろ上限とすべきであるとの意見があった。

第4 標準的な事案のイメージと事案のバリエーションについて

- 専門職団体側からは、後見事件は千差万別であるから標準的な事案のイメージ共有は難しく、当事者団体も専門職団体も、互いに知らない、分からない点を共有しあうことが大切であるとの意見があり、最も様々な事案を把握している裁判所においてわ

かりやすい情報提供が必要であるとの意見も出された。また、管理財産や身上保護面についても個性があり、標準的な額の枠に収めるのは難しいのではないかとの意見もあった。

- これに対し、ヒアリング団体側からは、日常的な暮らしと、従来の暮らしが変化する非日常があることを踏まえ、「日常性」が標準的な事案であるかどうかを判断する一つの切り口となるとの意見のほか、本人に障害がある場合等に一人で支援するのは難しいケースも少なくないことからチームでの支援をしてほしいとの意見もあった。

第5 報酬算定における専門職後見人の専門性について

- 専門職団体側からは、専門職団体として名簿制度を採用して質を維持・担保していること、専門職後見人が自ら費用や労力をかけて損害賠償保険に加入していることや研修に参加していることを通じて適切な事務を確保していることも報酬算定にあたって考慮すべきではないか、裁判所から専門職として選任されている以上、標準報酬額についても専門性に応じた評価がされるべきではないか、専門性を要する課題を解決した場合の付加的事務の報酬は、同じ趣旨の事務を個別に受任した場合の報酬基準に比べてかなり低額な水準であるところ、専門職後見人の担い手を継続的に確保する観点も踏まえて、水準が検討されるべきではないかといった意見があった。また、弁護士については、虐待事案、親族の係争事案、資産高額・複雑事案、候補者確保が難しい事案等で選任される場合が多く、こうした事案では、負担が大きいとの意見があった。
- この点について、ヒアリング団体側においても「専門職後見人の専門性に見合った対価であるべきこと」に特段の異論はないことが確認され、報酬が低額に過ぎると専門職後見人のモチベーションが下がることが危惧される、後見人の質の担保のためにも相応の対価を支払う必要があるなどの意見も示された。他方、専門性がどの点で後見事務に活かされているのかについての説明は必要であるとの意見が複数出されたほか、弁護士の法的紛争解決の専門性をもって一律に全ての事案で、全ての事務について報酬が加算されてしまうのではないかとの懸念もあるとの意見もあった。
- なお、ヒアリング団体側からは、後見人がどのようなサポートを行ってきたのかといった実績等を示してもらえると、安心材料の一つとなるとの指摘もあった。

第6 報酬助成制度の拡充について

- ヒアリング団体側からは、事務の負担や内容に沿って報酬を算定する際に専門職の専門性も適切に評価されるべきとの方向性に異論がない一方、（生活の基盤となる制度利用について全額が利用者側負担となる現行の制度においては）多くの利用者にと

って報酬を支払う負担は大きく、かかる事情が成年後見制度の利用を妨げているとの意見があった。また、専門職団体側からも、無報酬案件の存在が担い手の確保を妨げている、ボランティアには限界があるなどとして、新たな報酬運用を開始するには報酬助成の拡充が前提・条件との意見が多く出され、異論は出なかった。

第7 総合支援型監督人について

- ヒアリング団体側からは、総合支援型監督人は正に親族後見人が求めていたものであるという意見のほか、法律専門職の後見人に対して福祉専門職や親族が後見監督人に選任されることもあり得るとの意見もあった。

以 上